熊野町告示第１５２号

次の者については、当事者の住所、居所、その他送達すべき場所が不明である等の理由により、督促状の送達が不可能であると認められるため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び熊野町税条例（昭和３５年熊野町条例第３号）第１８条の規定により公告します。

なお、当該書類は、熊野町役場住民生活部収納管理課が保管し、いつでも送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和８年１１月１２日

熊野町長　三　村　裕　史

年　度	税　目	期別	通知書番号	送達を受けるべき者	
				登録のある住所	氏　名
令和８年度	町県民税	第２期	10015874	呉市音戸町 波多見	砂川　美桜
	（以下余白）				